

議案第44号

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出

大網白里市長 金坂昌典

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「正規」を「、正規」に改める。

第4条第1項中「に基づく」を「による」に改める。

第5条第1項ただし書中「規則」を「、規則」に改める。

第6条第2項中「時」を「とき」に改める。

第6条の3第2項中「規則」を「、規則」に改め、同条を第6条の4とする。

第6条の2第1項中「任命権者(市長以外の任命権者については、市長と協議して)」を「市長」に改め、同条を第6条の3とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(給料の調整額)

第6条の2 市長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第7条中「別に」を「、別に」に改める。

第9条の2第3項中「前2項」を「前各項」に、「市長」を「、市長」に改める。

第10条第2項第2号中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第14条の2第1項中「第6条の2」を「第6条の3」に改める。

第20条中「、宿直」を「宿直」に、「第13条」を「、第13条」に、「市長」を「、市長」に改める。

第20条の2第1項中「第6条の2」を「第6条の3」に改め、同条第2項及び第3項中「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

第21条第3項中「前2項」を「前各項」に改める。

(大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額)

第8条の2 市長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号。以下「給与条例」という。）第6条の2の規定の例により給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

第10条第2項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第19条第2項中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）及び第2条の規定による改正後の大網白里市会計年度任

用職員の給与等に関する条例（以下「給与等条例」という。）の規定は、適用日以後の勤務から適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定により支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（給与等の内払）

- 4 第2条の規定による改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の給与等条例の規定により支給された給与等は、第2条の規定による改正後の給与等条例の規定による給与等の内払とみなす。

（大網白里市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 5 大網白里市任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第6条の2、第6条の3」を「第6条の2から第6条の4まで」に改め、同条第2項中「第6条の2」を「第6条の3」に改める。